

“震災復興支援グリーン・ティー・チャリティー”
2013 年度 (第 33 回) 四国アマチュアゴルフ選手権競技
(LOCAL RULES AND CONDITIONS OF COMPETITION)

主催：四国ゴルフ連盟

開催日：平成25年6月5（水）6日（木）7日（金）8日（土）

開催コース：道後ゴルフ倶楽部

〒791-0112 愛媛県松山市下伊台町乙 115

Tel 089-977-0111

JGA ゴルフ規則を適用する。ゴルフ規則と付属規則 I の規定は最新のゴルフ規則が適用される
ローカルルール及び競技の条件の罰は別途規定がなければ 2 打の罰とする

《 競 技 の 条 件 》

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (C)1b』を適用する。

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバークラフトリストの条件・ゴルフ規則付 I (C)1a』を適用する。

5. 競技終了時点

本選手権競技は、競技委員長が成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付 I (C)5b』を適用する。

7. プレーのペースについて (ゴルフ規則 6-7 注 2) ※第 3、第 4 ラウンドのみ適用する。

各ホールのプレーに許される時間の限度を記載した「タイムパー」をスタート時に配布するので、これに遅れないこと。

特別な事情もないのにこの時間より遅れた場合（アウトオブポジション）ストロークに要する許容時間を個別に計測する。

(1) アウトオブポジションの定義

次の両方に当てはまったとき、その組はアウトオブポジションとなる。

(a) あるホールのプレーを終えた時点で、スタートからそこまでの実際の所要時間の合計が、タイムパーに記載された時間をオーバーした場合。

(b) 第 2 組以降の組では、前の組との間隔が 1 ホール以上（パー 4 のホールを基準）空いた場合

(2) アウトオブポジションとなった組に対する措置

あるホールを終えてある組が特別な事情もないのにアウトオブポジションとなった場合、競技委員はホールとホール間でその組全員に、アウトオブポジションとなったこと及び次のホールから各プレーヤーの全てのストロークに要する時間を計測することを知らせる。委員会がその組の各競技者のストロークに要する時間を計測し (3) の許容時間を超えた場合、委員会はその組に対して前の組との間隔を縮めるように求める。その結果合理的時間内に遅れを取り戻すことができれば、各競技者のストロークに要する時間は計測しない。

(3) ストロークに要する許容時間

原則：40 秒

例外：パー 3 ホールにおいて最初にプレーする者、パー 4 とパー 5 のホールにおいて第 2 打地点から最初にプレーする者、パッティンググリーン周辺やパッティンググリーンの上で最初にプレーする者のストロークの許容時間は「50 秒」とする。

注：プレー時間の計測は、その競技者のプレーの順番が回ってきた時に開始する。

(4) 罰 則

タイムオーバー1回目－警告 / タイムオーバー2回目－ 1 罰の打

タイムオーバー3回目－更に2打の罰 / タイムオーバー4回目－競技失格

注：アウトオブポジションとなった組は、その後で遅れを取り戻しても、そのラウンド中のタイムオーバー

の回数は持ち越す。

8. プレーの中断と再開

(プレーの中断 (落雷などの危険を伴わない気象状況) については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処
1) 置すること。

(険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホール
2) とホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。

1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。

競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則7 に決められているような、罰を免除する
正当な事情がなければ、その競技者 **競技失格** とする。 **この条件の違反の罰は競技失格** (ゴルフ規則 6-8b
注)

(プレーの中断と再開の合図について

3) 通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。

険悪な気象状況による即時中断：長い 1 回のサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：長い 1 回のサイレンを鳴らして通報する。

9. 移動

委員会が別途認めた場合を除き、プレーヤーは、正規のラウンド中 (ホールとホール間は除く) いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。ただし、キャディーが移動用の機器 (乗用カート) に乗ることは認められる。

10. キャディー

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。
この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (C)2』を適用する。

11. スコアカードの提出

本競技においては、提出ボックス方式を採用する。

12. プレーオフについて

72 ホールを終わり 1 位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い優勝者を決定する。尚、3 名以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外の者は 2 位タイとする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ (規則 27-1)

アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. 修理地 (規則 25-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。ただし、次のものを含む

a. スルーザグリーンの芝草を短く刈ってある区域 (規則 25-2 参照) にある距離計測のための黄色いペイント。ただし、そのペイントがプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がそのペイントの上にあるか、触れている場合、またはそのペイントが意図するスイング区域の障害となる場合のみ、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。

3. ウォーターハザード (規則 26-1)

ウォーターハザードは赤杭及び赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は、線がその限界を標示する。

4. 動かさない障害物 (規則 24-2)

a. 排水溝

b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝 (その道路の一部とみなす)

5. グリーンに近接する動かさない障害物について

グリーンに近接する動かさない障害物について、『ゴルフ規則付 I (B)6』を適用する。

6. 予備グリーン

プレー中のホールの使用していないパッティンググリーン (5 番ホールの予備グリーン) は、目的外のパッティンググリーン (規則 25-3) ではなくスルーザグリーンである。従って球はあるがままの状態プレーしなければならない。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、ハウス内掲示板とスターターズテント内にて告示する。
2. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. コース内での携帯電話は、委員会の許可なく使用することを禁止する。
4. 委員会は競技中を含めいつでも出場に相応しないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

競技委員長 山中健太郎